平成２１年（フ）第１１８６号
千葉県市原市古市場532番地14
債務者　篠田　博幸
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１９３号
千葉県八千代市村上1113番地１　２街区16棟402号
債務者　浅田かおり
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１９６号
千葉市若葉区大宮台４丁目24番７号
債務者　楠畑　清美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１９７号
千葉県船橋市習志野台６丁目７番３棟403号
債務者　小宮　正弘
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２３０号
千葉市若葉区みつわ台５丁目33番１号　恵ハイツ202号
債務者　水口エリザベスこと　ＭＩＺＵＧＵＣＨＩ　ＥＬＩＺＡＢＥＴＨ　ＲＥＹＥＳ
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８４１号
兵庫県加古川市加古川町河原254番地の１
メゾン朱鷺２－７号
債務者　椋木佐貴子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４３２号
福岡県久留米市善導寺町与田106－２　ベストエクセル102号、住民票上の住所福岡県久留米市善導寺町与田401番地
債務者　中村夕加里（旧姓轟）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第８７号
福岡県八女郡立花町大字下辺春4088番地２
債務者　堤　　秋則
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第９９号
福岡県八女市本町１番地96の１
債務者　堤　亜矢子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第５２号
大分県佐伯市来島町16番５－１号　市営来島住宅Ｃ棟１号
債務者　原田　和周
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２１年（フ）第７４５号
鹿児島県鹿児島市上荒田町35番５号みずほ福永ビル203号
債務者　中西　優貴
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７５９号
鹿児島県鹿児島市平之町10番11号
債務者　坂之下隆千
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
北海道小樽市花園４丁目13番５号
債務者　國谷多喜子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２３７号
北海道小樽市若竹町17番３号
債務者　内海　祥子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２４２号
北海道小樽市桂岡町14番27号、住民票上の住所札幌市手稲区新発寒３条３丁目７番６号
債務者　原　　輝美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２４３号
北海道小樽市山田町７番14号、前住所北海道小樽市山田町８番11号
債務者　村田　妙子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２９６号
北海道苫小牧市汐見町３丁目２番４号　コーポＭ　Ｎｏ２　103号
債務者　阿部　　浩
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部